

国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

平成十九年政令第三百五十一号

内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成十九年十二月二十七日とする。